

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人土屋豊の上告趣意一は、違憲をいうが、その実質は、訴訟法違反の主張に  
歸し（刑訴二条一項にいわゆる「現在地」とは、公訴提起の当時被告人が現在する  
地域を指称し、これに現在する事由の如何を問わないものと解するを相当とする。）、  
同二は、単なる訴訟法違反の主張であり、被告本人の上告趣意は、事実誤認、量刑  
不当の主張を出でないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。  
また記録を調べても同四一條を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり  
決定する。

昭和三〇年五月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	三
裁判官	本	村	善	太 郎